

## 国立大学法人東京工業大学「教育研究資金不正防止計画」の策定について（概要）

### 不正防止に向けた基本方針

教育研究資金の不正使用は、大学にとっても重大な問題であるだけでなく、国民に対する重大な背信行為であり、如何なる理由があろうとも許されるものではありません。“不正を起こさせない風土を実現し、高いモラルをもって教育研究に注力すること”を本学の文化とすることを目指した「コンプライアンス改革」を大学改革の重要な柱とし、教員（研究室）と業者との癒着防止や教職員同士の相互牽制の効く対策を講じます。不正使用が発生した場合は、懲戒処分のみならず関与した者の告訴や損害賠償請求も視野に入れ、大学として厳格に対応します。

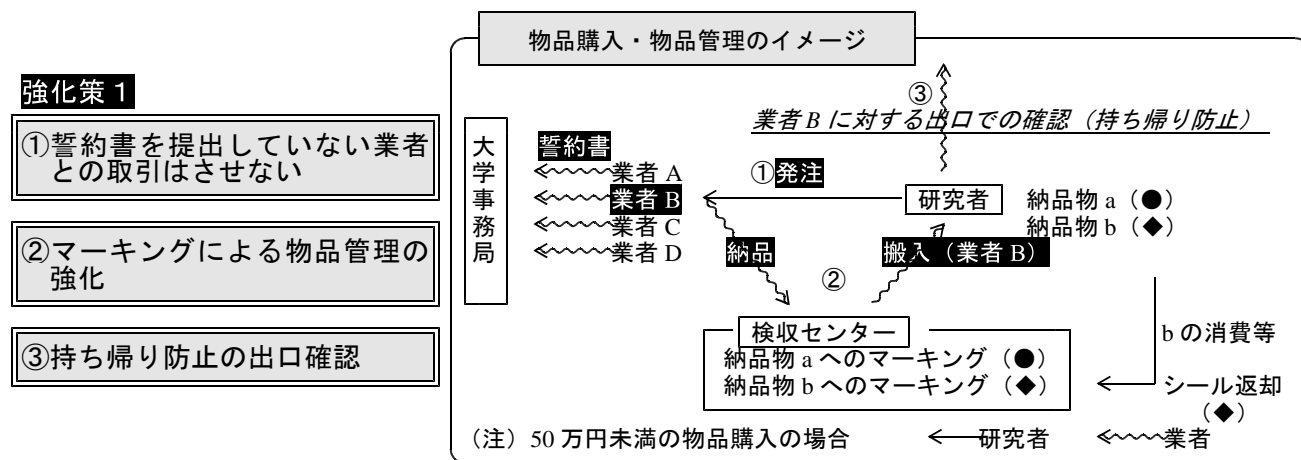
### 不正防止に向けた体制・仕組み

本学及び他大学等における不正使用の事例を踏まえ、これまでの不正防止計画及び教育研究資金の管理体制等について「不正使用ができない体制であったか」という視点であらためて検討し、外部有識者（弁護士、公認会計士）の確認を受けながら、新たな不正防止計画を策定しました。

教育研究資金の管理・責任体系を再整理するとともに、管理監督の責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いた場合は、懲戒処分の対象となる場合があることを明確にしました。

教育研究資金の不正使用の事例を踏まえ、「教員（研究室）と業者の癒着防止」に向けた取組が不十分であった。、他大学での不正事例を踏まえ「旅費等の支給の際における事実確認が不十分であった。」という認識で対策を強化します。

### “教員（研究室）と業者の癒着防止”に向けた取組の強化



### 強化策 2 取引業者への協力依頼等

#### ◆ 誓約書の提出

- ・大学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・大学の職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、大学に通報すること

#### ◆ 一定期間毎の表明確約書（「預け金に加担していない」）の提出

#### ◆ 不正使用に加担した場合の措置の強化

- ・最長 24 月の取引停止（最長 9 月を 24 月に延長）
- ・業者名の公表や損害賠償の請求等

## 作業従事者等の当事者からの確認の強化

### 強化策3 旅行の事実関係を示す証憑類の充実

- ・出張用務等確認書（面談等の相手方がサービスの事実を証明したもの）の提出。
- ・宿泊証明書、特急券・急行券の提出（搭乗半券は従来から徴取している）。

### 強化策4 作業実態を確認する取組の徹底

- ・採用のための通知等は作業従事者本人に事務職員が直接交付することを徹底します。
- ・作業従事者本人による勤務報告書の事務職員への提出を徹底します。

## 当該研究室外の事務職員によるチェックの強化等

### 強化策5 物品購入、旅費支給に係る事務の集約化

研究室という閉鎖的な環境下で経理処理が実質的にほぼ完了していたなど、当該研究室外の事務職員によるチェックが不十分だった状況を改め、予算詳細責任者（教員）が行う経理事務の一部を代行する複数の職員を集約配置し、複数の者によるチェックが機能する仕組みを導入します。

### 強化策6 教育研究資金の執行に係るモニタリング体制

複数の手法によるモニタリングを実施し、相互に連携等することで機能を強化します。また、モニタリングを通じて把握されたリスクや課題の解消等により、PDCA サイクルを実行します。

### 強化策7 研修会、説明会等の開催（コンプライアンス教育）等の充実

コンプライアンス意識の向上を図り、行動規範に則って活動することを徹底します。研修会や説明会への参加、誓約書の提出を公的研究費の応募・執行等の条件とします。